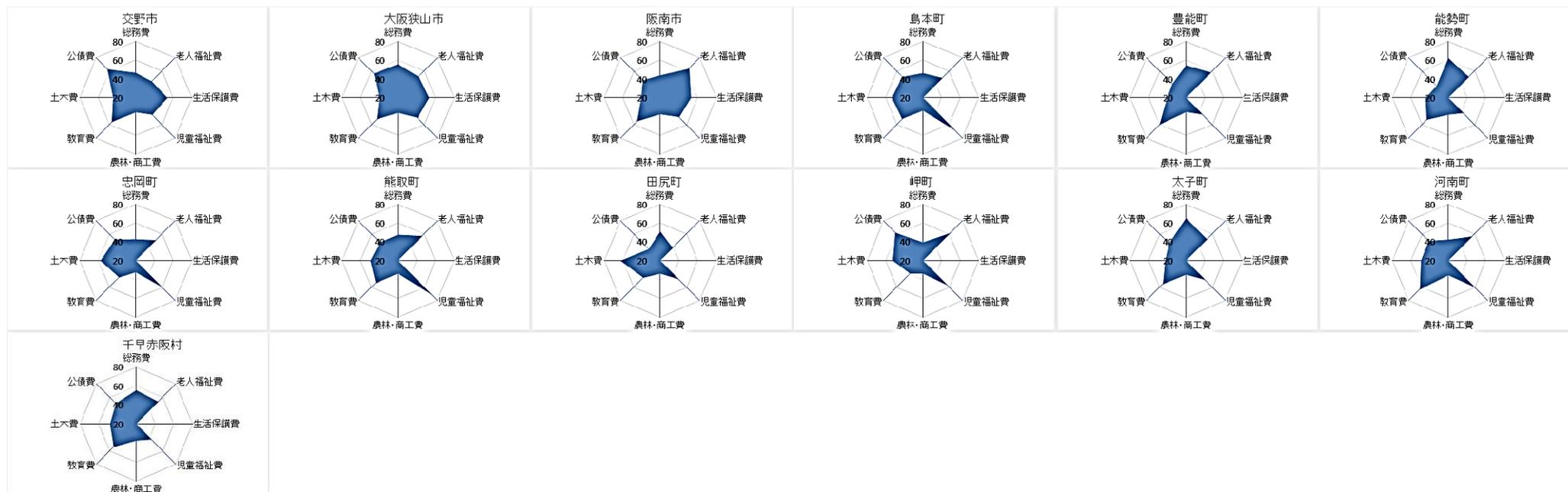


市区町村毎の一般財源等の使途(例)

■大阪府(2/2)



(備考)

- ・「財政状況資料集」(各市区町村)、総務省自治財政局「市町村別決算状況調」をもとに作成。
- ・ 充当率は、平成23年度から平成25年度の目的別歳出各費目における充当一般財源等の金額が全費目の歳出合計に占める割合を算出し、3か年の割合を平均している。
- ・ ただし、老人福祉費、生活保護費、児童福祉費は、充当一般財源等の代わりとして、各費目の歳出額から国庫支出金及び都道府県支出金を除いた金額を使用している。
- ・ 市区のレーダーチャートは、全都道府県下の市区の平均値を50として、各々の充当率を偏差値化して表示している(町村のレーダーチャートも同様の手順で作成)。青部分が大きいほど、該当費目への一般財源等の充当率が相対的に高い。
- ・ 町村のレーダーチャートでは生活保護費のみ偏差値化していない。

